選挙市民審議会第８回全体審議会議事録
2017 年 11 月 30 日（木）10:00－12:15
衆議院第２議員会館　地下１階第４会議室
出席委員　片木淳　只野雅人　三木由希子（以上共同代表）
　　太田光征　大山礼子　小澤隆一　桂協助　小林五十鈴　田中久雄　山口真美
委任委員　石川公彌子　桔川純子　林克明　濱野道雄
欠席委員　伊藤朝日太郎　太田啓子　北川正恭　小島敏郎　小林幸治　武井由起子
　　坪郷實　山口あずさ
事務局　　城倉啓　岡村千鶴子　富山達夫

００：０８：０８から００：５２：００まで城倉担当

片木淳：それでは、まだお見えでない委員もおられるようですが、時間過ぎましたのでこれから開催をさせていただきます。第８回の全体審議会です。今日、一応午後 1 時までとなっておりますけども、ご都合の悪い委員もおられますので、できたら 12 時ちょっと過ぎぐらいが良いかと思います。それを目処に審議を進めていきたいと思います。よろしくお願いをいたします。それでは早速議題に入っていきます。盛りだくさんですので、一つ説明も、私も説明しなくてはいけないんですけれども、要領よく、また質問も手短にお願いをしたいと思います。ご協力をお願いします。それでは早速議題に入りまして、①。そうですね、全体の資料の確認も含めまして城倉さんの方からお願いします。
城倉啓：お疲れ様でございます。黄色い紙がプログラムで、その議題の中に①から⑧まで掲げていて、資料の番号も付いていますけれども、いくつかあります。只野さんから、資料 I と付いているものですが、総論部分というものをいただいているので、それを黄色い紙には挙げていないけれども I という資料があります。それと今三木代表からも「政党交付金の使途を政策づくりに使う仕組みにする」という資料が出ておりますので、それも今回審議の対象です。そしてもう一つなんですけれども、障害者の参政権保障については、芝崎さんという方と今確認中なんですね、片木代表が作ってくださった案がありますけれども、それは今日の資料に入ってございませんので、12 月 14 日の全体審議会で議論していただくと、そんな形にしたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。
片木淳：それでは早速「申合せ改訂第二案について」、城倉さんの方からよろしくお願いします。
城倉啓：資料の B というものが改訂案と対照になっていて、改訂する部分のみ抜き刷りしているのが B です。B2 と付けているのは現行の全体の「申合せ」です。前回審議していただいたので、その趣旨を汲んで修正し直して第二案としてお出ししております。話題になったのは、事務局との関係なんですけれども、それと委員がばらばらと提案を出すというのは

いかがなものかという議論もあって、そのこと辺りを少しまとめております。それは３ページのところで、「委員は共同代表者会議または事務局を通して本会への議案を提出することができる。」というようにしたことと、それと４ページのところの９条ですね。９条のところで、第２項の三号というところで、「論点の提起や整理、委員からの議案のとりまとめ」と。とりまとめという仕事が事務局だというところで、こういう風に書いております。あと包括的に「その他共同代表者会議が認めた職務」という形にしております。ですので、今ある共同代表者会議の権限については全く触れない形にしながら、実務者会議というのは無くなりますので、実務者は事務局であると。事務局の実務とは何かという風な規定の仕方をしております。なお、部門を廃止して一個の会になるということも大前提でございます。あとは細かい話ですが、附則のところも議論があったので、こんな書き方であれば、「１月１日に施行する」と。12 月 14 日に決議自体をしていただければと思います。というわけで、もし何かあったら、ここでもまたもう一回揉んでいただければと思いますが、以上です。

片木淳：ありがとうございました。前回の議論を踏まえまして、前回大体結論も出たんですが、事務局の方でとりまとめていただきました。何かこれについて質問なりご意見ありますでしょうか。改正をいたしましたら、12 月 14 日に最終決定ということになりまして、１月１日から施行するということでございます。よろしゅうございますか。それでは次の議題にまいりまして、二番目「『最終答申』目次立てについて」、これも城倉さんの方からお願いします。

城倉啓：資料の F というものをご覧になっていただきたいと思います。その中で、前回の審議でも少し整えた部分がありますが、一つは片木代表からお話があると思いますけれども、表題そのものもどうかという議論もあるかなと思います。２ページ、３ページを見ていただいて目次立てのところなんですが、表紙に何と書くかと。「最終答申」なのかと。第２期が確定していますので、「最終」なんだろうかという問いですね。「最終」という言葉を抜くか、あるいは「第１期答申」とか、何かそんな言い方の方が発展的であり、実態に即しているんじゃないかというのが一点あります。

あとは２ページのところから前回の議論を受けて、目次立てを少し変えております。「理念・総論」について「未」と書いてあるのは、これは大変失礼しました。只野代表からいただいていますので、これは今日初出で議論していただきますが。選挙制度のところ、国政と地方とまず大まかに２－１と２－２に分けるということですね。それと前回審議があった３番「選挙権・被選挙権」のところは、このような順番が良いと前回議論したので、こう直しております。

あと３ページの４、選挙運動のところなんですが、選挙運動規制の廃止も順番を付けた方が良いと。前回議論を受けるとこんな順番だったと思うんですが、ご確認いただきたい。最後の４－３－７のところに第三者主催の公開討論会と公営の立会演説会の復活と入れているのは、次４－４のところで公費負担や公営の選挙っていう思想が出てくるので、この間をとってという形で７に入れていますが、こんな順番で良いのかどうかっていうこと。

あと若干不安を覚えているのは今日も小林幸治委員がいらしてない状況なんですね。坪郷さん、いらっしゃるかという状況にあって審議が足りるのかなと。これは別途ご相談なんですけれども、第２期に持ってくるっていう可能性も、選挙運動期間の撤廃とか、罰則規定とか、選挙運動規制の全廃、こういったもの。ちょっとこれはまた様子を見てと思っております。

あと３ページの下の展望のところなんですけれど、参政権保障の残りの部分なんですが、移住者のところは今日最終的な改正案・抜本的な改正案を片木代表に作っていただいているので残らない可能性があるということも含んでいただきたい。

片木淳：ちょっと説明の途中ですみません。今のところで障害をもつ人も同じ扱いにしたいなと思っていますけれども。

城倉啓：障害をもつ人の参政権もですね。

片木淳：こちらもがんばりたいと、12 月 14 日までに芝崎さんの方と相談したいという形で。

城倉啓：分かりました。参政権保障の残りの部分と書いてあるもの全部がなくなる可能性が高いと、そういうことの含みでお願いしたいと思います。ですので、今日あと政党助成法の使途の明確化の部分は今日出ております。第２案が出ているということですね、三木代表の。はい。こんな目次立てでよろしいかどうかということです。

片木淳：何かご意見でもご質問あればどうぞ遠慮なく。坪郷さんと小林さんは何か連絡というかコメントは事務局の方に来ていますか。

城倉啓：残念ながら欠席であると。今日小林さんは。本当は「来る」って〇が付いてあったんですけれども。来るんだったら出すということだったんだと思います。それ以降は全然無いです。だから原案提示ということも無いですね。

片木淳：ご両者とも、二人とも。

城倉啓：ええ、ええ、ええ。

片木淳：ああそうですか。

城倉啓：会った時には、「ちょっと待って、今立て込んでいるから」ということは言われていますけれども。

片木淳：でしょうね。ですから、まだちょっとここで外すというのは早いかな。もうちょっと督促して、12 月 14 日までと。場合によってはそれを越えても仕方がないですよね。できれば、折角あれだけ作り上げてきたことですから、さらっと書いていただいてもと思いますけどね。ちょっと、したがって、まだ諦めないで、少しハッパかけると言うと怒られますけれど、そういう感じにしてください。

城倉啓：はい。分かりました。諦めないで頑張ります。手続き上は 14 日の決議の仕方で、少し膨らみをもった決議にしていただければ。「メール稟議でこの後詰める」とか、そういう形にしていただければ、決議の内容で緩めれば、何とか１月の入稿までにぎりぎりまで頑張ると。そういう形でいきたいと思います。はい、ありがとうございます。

片木淳：そうですね。はい、分かりました。そんな感じで進めていただくということにいた

しまして、何かご意見、ご質問。ちょっと、私ばかり言って何ですけれども。今の話で、この選挙運動の３ページの一番上の「４選挙運動」の所ですが、「４－２罰則規定の移動」というのはちょっとあまりしっくりこない。「選挙運動期間の廃止」もトップかな、前回言うのを落としていましたけれども。罰則規定が、普通法令だと後ろの方の話なので、まあそれだけ中身で重要性が高いということであれば前でもいいんですけどね。あんまり議論していませんよね我々はね、もうちょっと後ろでいいんじゃないかな、ズバリ言えば。という、私の意見ですけれども。皆さん、何かご意見ご異存があれば。

只野雅人：私も賛成です。今回まとめを書かせてもらったんですけど、順番として運動規制が撤廃されるから罰則が必要無くなる、買収等必要なものはどこか別の所に置くという方が流れとしてはスムースだと思います。

片木淳：はい。それから大事な話で、さっき城倉さんから話がありましたように、「最終答申」というのは、ちょっとおかしくなりますのでね。３ページの一番下に「６展望」でこれからもまだ色々やるんだと、こういうことで選挙市民審議会も継続してやるという話になっていますので、じゃあもう答申しないのかということになりかねないので。中間答申は「選挙・政治制度改革に関する中間答申」という題を付けていますので、中身を言った方が良ければ、選挙・政治制度改革に関する答申をしますので、中間をとってしまうか、という考えも出来ますけど。最終だともう終わりかということになりかねないので、何かコメントが要るというを、今頃気が付いたんですけれども。今後の展望もありますので、いかがでしょうか。

太田光征：単純に第１期という文言を付け加えれば良いのではないかと思います。

片木淳：「第 1 期答申」ですか。選挙市民審議会の第 1 期だから、まあそれも書けるかな、「選挙市民審議会第１期答申」…それでもいいですね。次回は２年後になるんだけど、「第２期答申」。ただ、第１期だとまだこれから先にあるから今回はまあそうかと、第２期が出るまで待とうかという、ウエイトが軽く扱われる感じもするので。これはやっぱりかなりの最終というような感じも出したいんですよね。いかがでしょうか、ほかの方のご意見。第１期答申となると、読んだ人は今回は半分ぐらい出しといたのかという印象を持つと思うんです。太田さんどうですか。

太田光征：確かにそういうイメージは持たれると思いますね。どうしましょうか。

片木淳：「答申」だけじゃ、どうですか。さみしいですか。

太田光征：年度を書くとか？

山口真美:弁護士だと地裁第１審最終準備書面とか高裁準備書面という発想なんですけど。「第１期最終答申」みたいなイメージというのだと、とりあえずくっつけた感じですが。

片木淳：第１期と付けると、第２期があるのかなというふうに、今回のは半分ぐらいだなというイメージでね、何を今回打ち出したんだろうかという迫力みたいなものが分散するかなということを感じるんですが。

只野雅人：そうですね、あまり名案はないですけど。そうすると、中間を落として「答申」

にして、サブタイトルをつけて理念を明確に示す。「より良い民意の反映に向けて」とか、下に付けると少し重みが増すかも知れないですね、いいものがあればですけれど。

片木淳：何か案を。

只野雅人：何がいいでしょうね。最初のキャッチフレーズ何でしたっけ。「21 世紀の新たな普通選挙法に向けて」とか、少し壮大なものがあったと思うので。何でしょうね、「新たな普選運動」。運動だとまずいですね。

大山礼子：「選挙民主主義」みたいなのでどうですか。多分、次のものは選挙民主主義よりはもう少し違うような話が多いので、思いつきですみません。

片木淳：「21 世紀の選挙民主主義」。ほかに何か。じゃあ、これでとりあえず。まだ何か異論のある方はメールで 12 月 14 日までに。そういうことで、中間だけ取って、サブタイトルで「～」とか付けるんですかね、そして「21 世紀の選挙民主主義」ということで、とりあえず決めますかね。

三木由希子：「選挙民主主義に向けて」とか何か付けた方が、サブタイトルとしてはいいと思います。

片木淳：「向けて」か何か要りますね言葉がね。「確立」でいきますか。「確立に向けて」と。じゃあ、よろしいですか。はい、どうぞ。

桂協助：「答申」という言葉自体についてはよろしいんでしょうか。答申の相手先というのは、形式上・組織上はとりプロですよね。答申の対象、提出する先はとりプロという考え方になっている訳ですね。それでいいのかなという。

片木淳：城倉さん、復習になるんだけれど。とりプロの諮問機関ということを一応言ったこともあるけれども、まあ広く言えば市民の諮問機関ということでしょう。そんなにとりプロに引っ張られているということじゃないというふうに理解すれば、今回の中間でも「答申」と使っているんだけど、市民向けの「答申」と。本当は「答申」てちょっと硬いかも知れないけど、審議会って作っちゃったからね、最初にちょっと議論したんだけど。まあそういう理解であればいかがでしょうか、よろしいですか。そういう理解で「答申」は、市民全体に答申しているということですね。はい、ではそういう理解にさせていただきたいと思います。

それでは次に参りまして、「学生・ホームレスの選挙権」。「学生・ホームレス」という題にしております。「移住者」という言葉を使っていたんですが、ちょっとわかりにくいですし、今回は学生とホームレスの二つに限っていますので、そういう表現に変えました。これはですね、実は 8 月 28 日の第 1 部門で、当日色々な方々に来ていただいてご議論いただいたんですが。一橋大学の小岩教授が非常に熱心に学生の選挙権、投票に行かせようという運動もされている中でおかしいということに気づかれて、その現状を発表されたと。最終的にはあとで説明しますが、選挙人名簿登録の 3 か月とかという期間があるんですけれども、3 か月の住所要件があるんですけれども、これを 2 か月に短縮という案を出されました。ただ皆さんの議論の中で、私も申し上げたんですけれども、3 か月を 2 か月にするだけでは程度の問題なので、もうちょっと根底から改革をするような案も欲しいねという議論をした

という経緯があります。それも含めて私の方で作りまして、既に皆様方の方にはだいぶ前にメールでお配りしたんですが。その後、太田さんからでしたかホームレスも非常に問題があると、選挙権を否定されている、選挙権だけじゃないんですけど、色々な権利を住所がないということで、否定されているという問題があるというご指摘もあって、学生とホームレスの二つの問題を扱うことになったという流れがございます。私もいろいろ勉強もさせていただいたんですけれども、確かに両方とも我々が考えている選挙権をどうするかと、さっきの「21 世紀の選挙民主主義」に関係する話ですので、基本的な考え方も入れながらとりまとめております。

お手元にお配りしております資料C１で、「学生・ホームレスの選挙権」という題にしております。時間がありませんので簡単に説明しますけど、まず一つは学生の住所と選挙権問題、これは非常に歴史が古くて昭和 29 年 10 月 20 日に最高裁の判例があったということで、簡単に言えば茨城大学星嶺寮の寮生 47 名どこが生活の本拠かと、民法 22 条に言う住所という定義の生活の本拠はどこだという話で、それは茨城県にあるんだということで郷里にはないと。実はそれまで自治庁が学生は郷里にあるという通達を出していたので、それをひっくり返したんですね。選管はそれに従ってやっていたんですけれども。寮生たちがいや茨城県にあるんだと言ったのが認められたという事件で。そういうことで定着してきた最高裁の解釈は、転居した学生の住所についてはその進学先、寮とか下宿とかにあると。これに従って、全国の選管もその取り扱いをしてきたんですが。昨年の参議院選挙をきっかけにしまして 18 歳に引き下げられたものですから、それとの関係があって、4 月にちょうど引越しをする 7 月に選挙がある、ということで 3 か月要件の微妙なところにのるのが出てきたりしまして、結局拒否される学生がかなり出たと。そこに新聞記事も掲げてありますけれども、それで問題になっているということで、一部若干の法改正もできて、マスコミもこれで解決だなんて言っていましたが、全然解決されていないんですけれども。今年の衆議院選挙に当たっても、その問題がまだ残っているということで、現場も混乱していて取り扱いは分かれています。認めるという、寮にいてもいいよと故郷にあるんだなと、不在者投票していいよという取り扱いをする選管と。いややっぱりダメだと、寮に居て地元に居ないんだから住所は地元にないと選挙権ないから不在者投票と言って来てもダメですよと、こういう厳格な選管とが分かれるという問題になっているということです。

２ページに参りまして、2 番目のホームレスの問題ですが。これは 12 年ほど前ですか、大阪北区の内扇町公園というところで数年来テントで寝起きして郵便物まで受け取ってきたというホームレスの方がおられまして、「俺の生活の本拠はここだ」と言って、住民基本台帳による転居届を北区の区長にしたところが、不受理としたと。そのために、5 行目あたりにあるんですが、参政権（選挙権、被選挙権、条例の制定改廃請求権、事務の監査請求権、議会の解散請求権、主要公務員の解職請求権）、地方自治法に定められている参政権が広く妨害されているというだけではなく、国民健康保険やパスポートの交付も受けられないということで、おかしいじゃないかということで提出いたしました。一審の大阪地裁は認めま

して、A さんのテントというのは、「最も関係の深い一般的生活や全生活の中心だと、生活の本拠でいいじゃないか」ということで受理したらいいという判決だったんですが、高裁と最高裁に行った時に、特に最高裁は、高裁はちょっと変なことを言っていますが、最高裁の最終結論は高裁と結論は一緒なんですが、「社会通念上、生活の本拠としての実態を備えていない、公園に住所があるとは言えない」ということで棄却しております。ですから、この事件は一応確定しているんですけれども、あとで申し上げますようにおかしいのではないかということでございます。

それであとは、２ページ以下の「(2) 現行制度における住所と選挙権の関係」ですが、ちょっとややこしいのは、２ページの下を見ていただきますと、我々の問題にしている公職選挙法です。公職選挙法自体は実は９条１項で、これは国政選挙と地方選挙を分けて考えなくてはいけないんですけれども。国政選挙については９条１項に書いてありますように「選挙権の要件は 18 歳以上」ということと「日本国民」の二つがあれば、住所は関係ないということで選挙権を有すると書いてあるんですね。地方自治の関係につきましては、後で出てきますけれども、３か月の住所が要ると。これは地方自治だから、やたらに他の人が入って来て選挙権と言っても困るので、まあ住民でなければいけないというのはそうでしょうね。構成員でなければいけない。それは３か月の住所にしてあるというのが公職選挙法の考えで、それは基本的な考えなんです。それプラスですね国政選挙で問題になるんですけど、３ページの上から２行目に書いてありますように、次に選挙人名簿へ登録したものだけを選挙させるという基本的な制度の仕組みになっています。その名簿はどうやってやるんだというと、「その市町村の区域内に住所を有する」これ実態概念ということですね、住所を有して、18 歳以上の日本国民で、3 か月その市町村の住民基本台帳…、ですから公職選挙法と住民基本台帳法と二つ関係してくるんですけど。住民基本台帳法で住民として捉えますので、ご案内の通り、それに従って選挙人名簿を作る、３か月ということにしている訳であります。従いまして、その６行目あたりに書いてありますけれども、二つ要件がありまして「、①当該市町村の区域内に住所を有しない者及び②引き続き３か月以上登録市町村等の住民基本台帳に記載されていない者は、いずれも選挙人名簿に登録されず、その結果、選挙において投票できない」というふうに公職選挙法 42 条に書いてあるので、選管としては実態の住所のない者はダメだと。それから選挙人名簿に載っていない者はダメだと。この両方ダメだという取り扱いになって、先ほど言った問題が出ているということでございます。その辺の法律の考え方を引用しております。

それで３ページの下に、じゃあ問題点は何かということですけれども、まずは「1 基本的権利としての選挙権の侵害」があるのではないかということで。先ほど来申し上げているように公職選挙法９条１項で選挙権そのものはあるんだと、こう言われているのに行使できない。その理由は何かというと、実務手続き上の選挙人名簿というものによって実質的に奪われるということですね。しかし、そういう手続き規制で基本的な国民の権利を奪ってしまうことが許されるのかどうかということを４ページの上に書きました。それから選挙権の

問題でホームレスを頭に置いて書いていますが、６行目あたりに選挙権が行使できて初めて自らの待遇等も決定する国政参加、政治に参加ができるということで。これは服部良一さんという国会議員が、今も現役かどうか正確に知りませんが、当時「ホームレスの公民権保障に関する質問主意書」というのを、５年ほど前に書いていまして、そこでも明確におっしゃっているんですが。住所がないから国政の選挙権がないと言われると、自分たちが存在しないに等しい扱いを受けているということで、これは看過できる事態ではないと。とにかく色々な考えでホームレスされている方もおられると思いますが、しかしそれにしても自分たちの生活をどうするかについては国政に参加して決めていくという民主主義のルールの中で、それを最初から弾かれてしまうというのは看過できない、といったようなことをおっしゃっております。それで先ほどの最高裁の判例を引きましたけれども、ホームレスの所在地が社会通念上生活の本拠と言っているけれども、ちょっとその解釈は納得できるのかということは疑問だと思っております。やはり大阪地裁のように現実には、これは概念の問題というか、先ほどから言っていますように選挙権がどれだけ重要な権利なのか、それをそういう手続き的な解釈で奪っていいのかということに関連してこういう解釈をするべきだと私は思うんですけれども、そういう議論をそこに掲げております。それが１点目の理由です。

２点目はですね、「違憲の疑いのあるこれまでの解釈」ということにしておりますが。高市前総務大臣の発言をそこに引いております。どんな考え方かといいますと、最高裁判決の住所についての解釈、さっきご説明した昭和 29 年の解釈ですけれども、それを踏まえて更に言うとですね、「客観的居住の事実を基礎として、これに居住者の主観的居住意思を総合して、市町村が決定するというシステムなんだ」と、こういう説明をしています。そこで、私としては解釈で、先ほどから申し上げているような選挙権を奪うことはおかしいじゃないか。さっき言ったように、認められている学生と認められていない学生がいるので、不平等にもなっていますね。だから、憲法 14 条の関係からも違憲の疑いがある。総務大臣はそう言っているけれども、住所の認定についてはむしろ主観的意思を尊重すればいいじゃないかというふうに結論づけたわけでございます。で、特に不合理なのは５ページの一番上に書いていますけれども、よく報道されるんですけれども総理大臣の地元山口で投票しましたって言って、総理大臣の生活の本拠はどこにあるのかと。山口県にあるのかと。特に閣僚で大臣で毎日忙しく霞が関に通っているような方は、東京に生活の本拠はあるんじゃないかと、常識的にねと思いますし。国会議員の方も今頃は金帰月来ですか、金曜日に帰って地元を回って、月曜日に出てくる、火曜日に出てきて東京の仕事、国会の仕事をするというんですが。じゃあどっちに住所があるのかと言えば、まあ地元だからとおそらく皆さん選挙になったら地元で投票しているというんですけれども。それも本当はよく見極めないとおかしいんじゃないかという点があるかと思います。要するに、生活の本拠をいちいち確認するというようなことは、市町村の能力を超えていると思いますね。これだけ移動が激しい中で、あの人本当に住んでいるのかどうかというね。時々地方議員で、あの人住んでいないのに立候補したと言って問題になっていることがあるので、それは厳密に調査しないといけない

場合もあるんでしょうけれども。一般の多くの選挙民の住所を確定するというのは、自治体の手には負えないだろうと、実態は、あまり書いていませんけど、というふうに考えられます。実際は厳格に調査することなく、実家のある帰省先の市町村での投票を認める扱いを多くの自治体でしています。というようなことでございます。それは国会議員を頭に置いてとりあえず言っておりますけれども、地方議会につきましても３か月の住所要件を課していますけれども、さっき言いましたように住所はもちろん住民ということがありますので、要るんでしょうが、期間というのは廃止するあるいは短縮すると、小岩教授の言われるように、地方議員の話ですけれども短縮するというようにしたらいいんじゃないかと。まあ ICT 時代ですから、二重投票を防止するシステムは別途考えればいいという考え方でございます。まず 1 点目は、解釈変更の提言といたしまして、さっき言いましたように主観的居住意思をできるだけ尊重したらいいんじゃないかと。

それから「あるべき姿」ということで、抜本的法改正としましては選挙人名簿に登録できるように当該要件、３か月の住所要件を削除すべきであるというふうに書いております。ただ、確かに細かく考えていくと二重投票というのを言い出すと、じゃあどうやってやるんだとうるさい問題が出てくるかも知れませんが、それはちゃんと役所の方で考えると、あるいは国会議員がその仕事をして欲しいと、もうちょっと中身を細かく詰める仕事をね。という提案にいたしております。そういうことで、６ページ７ページはとりあえず９条の３か月要件を取るということですね。それから 21 条は選挙人名簿の話ですね。これも取るということで、７ページの下にありますように、これは色々なところに広がっていくので、あまり細かく改正案はできませんので、欄外に「その他の規定についても、以上の改正の内容と平仄を合わせて改正、整備するものとする」ということを言っております。あと８～９ページは、さっき申し上げた参考資料として判例の抜粋を掲げております。以上でございます。何かご議論ご質問あればお願いしたいと思います。

大山礼子：この範囲のことについての異論とかではないんですけれども、さっきちょっとおっしゃった地方議員の住所要件という話ですが。現に問題になっているのが徳島県の藍住町ですよね。唯一の女性議員の人が住んでいる、住所があると言って住民票も持っているところだけれども、生活の実態が無いじゃないかというので、水道料金とかを全部調べられて除名された例なんですね。ちょっといじめみたいになっている。そういうこともあるんですけれども、地方議会の議員について住所要件をそんなに厳格に解する必要があるのかというのが疑問があるので、今回の話じゃなくて次期の課題として考えた方がいいかなと今伺っていて思いました。

片木淳：ありがとうございます。公職選挙法の規定の仕方だと地方議会銀の被選挙権についても、こっちの選挙権を有する住民からという書き方をしているんですよね。ですから、今回この法改正案でこっちを落とせば、自動的に地方議会議員も要らないという結論に一応なりますね。あんまりはっきり書いていないですけどね。だから放っておいたら同じことで、想定問答になりますけれども、地方議会議員だって住所は要るけど３か月という住所要件

は要りませんと、あるいは2か月になる。というふうに提案しているということですよね、結論的には。今回のC1は。だからそれについて、そういう答えをしていいのかどうかということになりますね。

大山礼子：それもありますけど、もう少し先の話としてこれだけ成り手不足の時代なので、選挙権が厳密にない人でも地方議会の議員になってもいいんじゃないかみたいな議論があると思うんです。そうすると、こっちの選挙権を認めるという話ですべて解決ではなくて。

片木淳：そうですけど、さっき私が申し上げたのは6ページの公職選挙法の改正案で9条から落としますと、自動的に被選挙権が12条か何か後ろの方にありますね。

大山礼子：でもそれは生活の実態があるっていう話なので、

片木淳：それを無くていいじゃないかと、住所は要るんでしょ

大山礼子：そのもう一歩先の話も議論した方がいいんじゃないかなということです。

片木淳：住所要件そのものですね。ただ、そうなるとそこは議論のあるところで、次回議論すればいいんですが。さっき申し上げたように地方自治っていうのは、首長などに認められているようにどこから来たって議員はいいんじゃないかと。選挙民は住所は要るけれどもという意味ですかね。そういうことですね。はい、わかりました。じゃあこれはまた追って議論したいと思います。よろしくお願いします。ほかにどうぞ、遠慮なく。太田さん、ホームレスはどんな感じ、こんな感じでよろしいでしょうか。

太田光征：はい、以前にも確か指摘させていただいたと思うんですけれども、既に民法の中で各人の生活の本拠そのものの住所とすると第22条にあって。第23条1項では、住所が知れない場合には居所を住所とみなすという規定があるので、正に公園が居所になっていれば住所とみなすべきだという解釈が民法の中でできますので、現行法の枠に則ってやれば、住所登録は可能だと思うんですね。このような指摘も入れた方が説得力があると思います。

片木淳：はい、ありがとうございました。ちょっと私もそこは勉強不足でしたので、もう一度確認して入れたいと思います。

００：１８：００

2017.11.30 全体審議会議事録　岡村担当分　00:51:28～1:36:00 まで

三木由希子：民法って、私的権利についてのものですよね。それをどの程度こちらに、公職選挙法って公的な権利に関するものなので、そのまま持って来て良いのかというのが、ちょっと私はよくわからないので、もしかしたら法律上のご検討をいただいた方がいいのではないかという気がしています。ホームレスの場合は、法律上占有状態にあるというのを人権的観点から黙認してきているということが事実上あるので、そこを投票権というものを行使する場所として定めるということについて、どんな批判とか反論が

あるのかというのも想定しておいた方がいいのかなと思います。そうじゃないと、追い出せという話になってしまうと、ちょっとまずい話になるという気もしていますので、そこも現実的にどんなリアクションとか反論があり得るのかというのは想定しておいた方が良いのではないかという気がしています。どの程度、そこを深刻に考える必要があるのかというのも、判断がつかないですけど。一度皆さんのお知恵をいただけたらと思います。

片木淳：さっき太田さんがおっしゃった、最高裁判例も生活の本拠という概念を使って民法を援用してと言いますか、それに従って解釈しているという流れの中で、解釈の一つとして既に書いてあるんだから、その考え方を取り入れて論拠を少し強化したらどうかというぐらいのことですかね。そこは、気をつけながら書いてみたいとは思います。

太田光征：ちょっと付け加えますと、民法ですけれども 24 条では、「ある行為について仮住所を選定したときは、その行為に関しては、その仮住所を住所とみなす。」となっていますので、選挙用の仮住所と解釈すればこの条文を使えるのではないかと思います。

片木淳：まあ趣旨はそういうことでしょうね。ですが、さっき三木さんがおっしゃったように民法そのものの話ではないから、それが通用しないかも知れないので、そこを注意しながら書かないといけないということでしょうね。

三木由希子：そうですね。例えば訴訟を起こすにしても、住民票の確認は基本的に代理人をお願いする、住所不定でも何かできたりするという実態が結局あるので、民法上想定されているものが公的な居所の証明ということをベースにしていないものが結構ありそうな気がしてですね。そこをどういうことなのかっていうお知恵をいろいろなところからもらっておいた方がいいかなという気がします。

小澤隆一：やはり民法の仮住所というのは、居所として特定できる所ということで規定されているのではないかと思うので、今、三木さんが言われた住民票住民基本台帳にどこが載っているかということを決め手にして、今現在一人 1 票原則の投票権を保証するという仕組みになっているとすると、しかもホームレスに対する生活保護の給付とは違って、こちらの場合は本人が特定できて、なおかつ保護の必要性があるということと、何よりも実際に現物・金銭の保護が支給されるわけですから、かなり行政との関係も密なわけですね。そういう場合に住所がないからダメだというのと違って、単発のこういう投票の場合は、やはり二重投票を防ぐというための手立てをとっておかないと、法制度的に不安定なものになりかねない。これだとどうなんですか、マイナンバーでやるということになるんでしょうかね。マイナンバーを使って投票所における即時のチェックシステムというのは、それを想定しないとなかなか厳しんじゃないかという漠然としたイメージがわいてくるんですけど。

片木淳：今のお話は、結局二重投票を回避できれば、逆に言うと問題ないと。それはマイナンバーでできるはずだということでしょうかね。

小澤隆一：それは住民票がたまたま無い状態になる人っているんだと思うんですね。要

するに住民法を抜いた、入れるのにですね手続きが、今はそういう手続きにならないですかね。本人がぼんやりしていると、そこが空いてしまうんですね。その間のブランクの結果ですね、ある選挙ができないということが起こり得るんですね。そういうのも含めて考えなくてはいけないという。

片木淳：だからそういう手続き的なことで、特に国政選挙の場合は選挙権があるのに断られちゃうというのはおかしいじゃないかと、それ救えと。それはしかしおっしゃるように二重投票の防止という課題があるので。そういったことはＩＣＴ時代なんだから、マイナンバーが入るのかどうかそれはちょっとわかりませんけどね。それでやればいいじゃないかと。だからすぐやれということになるのか、そこをクリアしろという答申の意味なのかは、まだはっきりしていないんだけれども、そういう将来課題だという、しかしできるだけ早くやって欲しいという案文ですね。マイナンバーというのは、住所は全然関係なかったですかあれは。

三木由希子：すみません、マイナンバーを使うとすごく大変な話になると思うんですね。というのは、番号だけでの本人確認は法律上禁止されていますので、マイナンバーカードを全員持たないと、多分ダメになるということだと思います。それともう一つが、マイナンバーカードでの身分確認が必要な投票者とそれ以外を分けるという仕組みにするのかということも、多分課題になってくると思うんですね。結局住んでいて、住民票があると、問題がないわけですね。それ以外の少数の人たちにとって、今不利益な状態があるということに対して、全員がマイナンバーを持った投票システムにしましょうという提案にするのか。マイナンバーカードを持たないと投票できませんよというシステムにするのか、そうすると、また逆の不利益を多数の人が被るという構造になるので、結構大変だと思います。住基ネットはまだ生きていますけど、住基ネットはそもそもこういうのに使えないシステムに法律上なっているので、つまり行政内部での確認以外に使えないので、本人が番号を持ち歩くとかそれを提示するということは違法なんですよね。なので、すごく大変な話にはなります。つまり、大きな法改正と、全員にカードを持たせるという社会的な変革をしないと、ちょっとそれは難しいということになります。

片木淳：わかりました。それも全員に強制するというのもおかしな話になるかも知れないので。要するに、二重投票を回避するという課題が残っているよということですよね。それをマイナンバーでできるのか、ほかのものでできるのか。ともかく国政選挙については日本国民ということが分かり、18 歳以上だということが分かれば、選挙権があるわけだから。それを認めてやればいいという話の流れの中でＩＣＴを活用して、どういう二重投票防止の仕組みがあるか。はっきり言えば、来た人が投票したということが他の投票所の方に瞬時に流れればね。それをチェックするシステムができれば、二重投票はないわけですよね。国政選挙で言えばね。ということなんですね。

三木由希子：そうですね。ただ、その場合ですよね。名前だけではなくて、一定の例えば 4 情報とかを二重登録にならないように、もとの住民票がある所と実際に投票する所

で、同じ人ですよと紐づける情報がないと、多分機能できないというところがあって、全体の設計は複雑になるかも知れないと思います。
片木淳：そういう条件付きということですね。
太田光征：現状ですね、私たちもそうなんですが。例の投票整理券というのが郵送されてきますよね。あれを持って行って普通は投票するんですけれども。あれが無くても投票できるんですよね。ということは、自己申告で自分が誰で、住所がどこだって言えば誰でも実は投票できるんですね。最終的には本人の申告で本人確認を済ませている訳ですよ。
片木淳：いやそれは今のは選挙に行って、そこの係の人が照合して、あなたは確かにそうですねっていうね。それは投票整理券を持っていないというだけの話でしょ。
太田光征：身分証明書の提示も必要ないんですよ。
片木淳：そうですか。
太田光征：ですから、本人確認は実はしていないんですよ。していないで投票できている訳です、現状では。
片木淳：でも、そういう不祥事は起こっていないでしょ。何か確認しているんじゃないですか。
太田光征：ないんです、実は。
片木淳：替え玉っていうことですね。
太田光征：替え玉投票できるわけですよ。現状。
片木淳：そうですか、私も細かいところわからないですけど。
太田光征：ですから、ホームレスの場合問題となるのは、単に何か持っていないというだけであって
片木淳：今の議論で、だからいいじゃないかということにはならないじゃないですか。そういう状態で、誰でも来た人が投票できるんだから、来た人に誰でもさせるという意味ですか。
三木由希子：自称とかではなくて、一応名前と住所と生年月日とか照合情報は確認しているということなので、それと同じ情報が選挙人名簿に載っているかどうか確認していますよね。ただしそれで身分証明書の提示までは求めていないので、不正投票があっても気が付かないという問題があるということは前から指摘されていて。選挙人名簿との関係とか、要は住基台帳によらずにやろうと思うと、その議論は必ず出てくると思います。単に二重投票だけではなくて、国政だったら一斉に投票するので問題ないんですけど、地方選挙は転々と移動するので、投票請け負いみたいに転々と移動してホームレスの方を組織化されて移動されたらどうするかとか。一つの住所に大量に人が移動している状態で、そこに居ますみたいなことをどうするのかとか、伝統的には不正選挙疑いのような議論は長いことされている実態はあるので。そういう意味でのリアクションのようなものはあるかも知れないですね。

片木淳：ここで書いてあるのは、国政選挙と地方選挙を分けて書いてある訳ですね。だから、地方選挙は3か月を短縮するとか。または廃止して住所だけを確認して、何か月と言わないで、昨日来た人でもいいかも知れないと。しかし、住所の確認は地方選挙には要るだろうというのが、この結論になっているんですけどね。

じゃあ、またいろいろご議論がありましたら、次回もしくはメールでお寄せいただくことにして、時間の関係もありますので、次でいいですかね。では、日本国籍を持たない人の参政権C２、これについては城倉さんでいいですか。お願いします。

城倉啓：第1部門で8月、そして10月には全体審議会で揉んでいただいて、3回目となりますけれども。前回頂いた宿題、なるべく客観的な記述にするようにということと。3年・5年・10年と言った時のある種の根拠、こういったものをこちらでもう一度調べまして、こんなふうでどうかということですね。濱野委員が元々の原案でしたけれども、トマス・ハンマーさんという人の本の理屈をもう少し細かく書いておいた方が良いのかなということです。結論から申し上げますと、9ページのところに書いておりますけれども、特別永住者とその他の外国人と分けると。特別永住者については、日本国籍を持つ人と同等の選挙権・被選挙権を保障する。そしてその他外国人であって、永住者すなわち永く住んでいる人なんですけれども、10 年住めば選挙権を付与すると。しかし、被選挙権は与えない。そして、日本人の配偶者等は 3 年の居住要件で国政選挙権ですね。永住者の配偶者等も3年の居住要件。また、定住者については5年以上の居住要件という形で国政の選挙権ですね。で、地方の選挙権に関しましては、その地方自治体に委ねると。この人に与えてよいかどうかということを、条例で定めることができるという形にして、その地方自治にお委ねするというような建てつけにしております。

この 3 年・5 年・10 年の根拠となるのは 6 ページで、法務省が定める永住許可に関するガイドラインでこの年数が出ているものですが。永住許可が出たところで、選挙権をお渡しするという形で、ですから権利がずれて拡大されていく。永住許可イコール選挙権みたいな形にしております。あと、外国人が増加傾向にあるということも表に付けておりますけれども。

歴史的なところは、特別永住の方のことを主に長めに書いているところです。いろいろな裁判例が出ていますということを、3〜4 ページあたりに国会の動きと共に記して論拠づけていると。そんな形で、前回ご意見いただいた所を改めております。

なお、改正条文案につきましては、先ほどのC1のところと重なるところもあるので、どういう文言が良いのかについては、今後検討が必要かなと思います。9条の2項の所で、片木代表の文章だと、市町村の区域内に住所を有するという形だったんですが、こちらは選挙区域内というふうにしているので、どちらの方がより良いのかというのはまた整えて議論していただきたと思っております。大体そんな感じです。

片木淳：はい、ありがとうございました。

ちょっともう一度復習ですが、9ページの（4）あるべき姿、ここを見ていただきたい

と思いますけれども。私がわからなくなったのは、ここの１行目に在留外国人の地方参政権、まず地方のことを書いて、要するに国政と地方選挙とどういう書き分けになっているのかわからなくなったんですけど、ご説明をお願いします。
城倉啓：どちらの順番が先かというと、まず国政が先の方が分かりやすいですかね。
片木淳：それか、分けるとかね。Ａ、Ｂとか
城倉啓：わかりました。国政と地方を分けると。
片木淳：そうするとあれですか、まず１行目は地方参政権についてはさっきおっしゃったように条例で委ねるような自治法改正をすると、あるいは公選法ですかね。で。二つ目のテーマとして、国政選挙についてはそこに書いてあって、特別永住者・日本人の配偶者・永住者の配偶者等・定住者というふうに分けて、この人たちはそれぞれの、特別永住者には居住要件は要らないと、あとは長さによってさっきあった法務省のガイドラインのようなものを参考にした形で分けて与える。という整理でいいということですか。
城倉啓：おっしゃる通りです。1ページ目を少し説明し忘れましたが。こういう分け方で法務省が表にまとめているところなんですが、この文言があるので、この文言を使った方が良いだろうということで、この分け方です。
片木淳：はい、ありがとうございました。何でもご意見をどうぞ。まだ、皆さん考えているようですから、私から。この文章を読んで、ちょっと変わりましたかね、皆さんにお配りいただいた時に、意見くださいと言って。
城倉啓：いえ、変えてないですが。ML で出したものです。
片木淳：ML で出した時に、お二方にこの件についてはよく見てくださいと、伊藤弁護士に言ったかな
城倉啓：伊藤朝日太郎弁護士が難民のことにお詳しいので。ただ、応答はありませんでした。
片木淳：あそうですか。応答なしで、あの時と一緒だということですか。はい、わかりました。その時に言い忘れたというか申し上げてなかったんですが、5ページの下から10行目あたりの二つ目の段落あたりの、「過去の国民・将来の国民」論を引かれてますよね。これは、他の方が言われている説を引かれている訳ですけれども。ちょっと思い出して言いますと、過去の国民であるというのが論拠になるのかというのが、あるいは将来の国民というのがね。もっと言えば過去の話だったら、現在に関係ないじゃないかと、まあ関係ないことはないけれどもまた別ではないかと。それから将来の国民論ということは、それは将来になった時に言えばいいので、もっと言えば帰化して日本国民になった時に議論すればいいと。なんで将来の国民の話を、今認めなければいけないのかと。あるいは過去のことがあったからってなんで今認めなければいけないのかと。過去に特別永住者の方の身分的な動きがあった。というところで、結論は賛成なんですけれども、理屈の立て方のところで、ちょっと引っかかる感じがあったんですが。もうちょっと説明できるのかな、できればそれでいいんだけれども。

城倉啓：そこが私の能力の範囲の外でして、その反論に対する反論というのは中々思い付かないです。将来の国民論は、ある意味憲法の文言を使っているという点で、非常に良いかなとは思ったのですね。97 条などを使っているので、その点は良いかなとは思ったんですけれども。確かにおっしゃるように、現在と接続していないという反論はあり得るけれども、ここはちょっと思い切りの話かなと、「我々はここに立つ」ということしか私にはちょっと、「エイヤー」としか言いようがないので、皆さんのお知恵をお借りして、その反論に対する反論を組み立てていただければと思います。

片木淳：もうちょっと聞くと、将来の国民という意味は何ですか。なぜ将来の国民なんでしょうかね。

城倉啓：これも少し学説も若干曖昧だと思うんですね。将来国民になるかどうかというのは、実は担保されていないのです。

片木淳：そうだよね。

城倉啓：ええ、引っ越してしまう場合もあるので。だから本当は厳密に言うとよくわからないところなのですけれども。

片木淳：ちょっと、その辺気になって、すぐ疑問に思ったんですけれどもね。

只野雅人：近藤さんが唱えられている説なんですけれども、学説にまだあまり浸透していないという印象なんですね。ただ、こういう主張もあるというのは、一つの論拠として挙げているというぐらいでどうでしょうか。むしろ、近藤さんの議論で重要なのは永住市民というカテゴリーを設けたらいいんだという発想で。つまり、外国人と国民という二元論ではなくて、もう一つ国民に限りなく近い永住市民というカテゴリーを設ければいいと。別に国籍要件なんて、憲法で決まっている訳でもありませんし。この人たちについては、選挙権・被選挙権を国民と限りなく同等にすると。こういう話であれば、さほど無理はないような気はするんですね。どういう範囲を国民とするか、主権者国民とするかというのは、ある程度幅のある話だということなんじゃないかと思います。

城倉啓：ありがとうございます。では、過去の国民・将来の国民論はそんなに前に出さずに、むしろ denizen デニズン永住市民という概念があると、これでいきましょうというふうに整理し直したいと思います。

片木淳：はい、よろしくお願いします。

三木由希子：そういう立場に立つとすると、地方参政権の所だけが条例に委ねるというのはすごく違和感があるのですけれども。国政についてはこれでやりますと、地方については条例に委ねますとすると、すごく引いた感じに見えるのですが。それはいかがでしょうか。

片木淳：地方参政権は、あるべき姿のところに書いてあるんですけれども。それのもう少し細かいのはどこに書いてあったんでしたっけ。条例に何でもかんでも丸投げしてしまうのか、何か基本的な基準とか考え方があって、法律に書いておいて条例に委ねるという書き方もありますよね。だからこの 9 ページの（4）の 1 行目がちょっとあっさり

し過ぎているのであれば、もうちょっと入れて書くという手もあると思ったもんですからね。いかがでしょうか、城倉さん。

城倉啓：はい、私も本音の所では、この地方参政権保障も全く同じようにしてしまって良いと思っているんですが。5 ページの下のあたりに少し書いたんですけれども、外国人参政権を認めないという立場の井上馨さんという方が、例えば人口の少ない自治体に外国人が集団で住み着いてしまう場合に、地方政治はバランスを欠いてしまうということ、または国境の辺りの小さな村でそういうことがあるんじゃないかということをおっしゃっているので、それに対しての応答の意味もあったんですね。地方自治を強めるという方向も一方ではあると思うのですけれども、地方分権のことで。ただし、この全体の答申の中身と、それがうまく整合するかどうかということもありますので。もし、「公職選挙法の改正を地方に委ねない、法律でこれを全部定めて地方参政権の保障もしてしまおう」と言う方が、私も本音の意味ではいいんですけれども、何かそのことについて反論をきちっとしてくだされば良いと思いますけれども。お知恵をお貸しください。

三木由希子：そうすると、むしろ諸外国の状況でいろいろと、選挙権・被選挙権について一覧表を出しておられて、明らかに地続きで国境接している国が地方参政権認めている訳ですよね。ＥＵ域内が多いですけれども。ただ、韓国も一応 DMZ が挟んでいますけれども、地続きで隣の国と向き合っているという中でなぜできていて、日本ではなぜそれに反論ができないのかっていうところが、やはり気になります。確かに日本だとこういう議論になりますし、この被選挙権問題と選挙権問題、外国人参政権問題出すと、それだけでダメな人たちがいる、おそらくそれだけでダメという人たちが沢山世の中にいる状態なので。むしろなぜ他の所はできていて、日本はなぜできないのかっていうそこの違いをもうちょっと把握をすると、少しこういうネガティブな議論に対して、ヒントがあるのかなという気はしているんですが。そのあたりは何かまとまった資料とかがあるんでしょうか。

大山礼子：今おっしゃったこともっともだと思うんですけれども。それともう一つ、どうして地方について丸投げするかというのが、やっぱり引っかかるので。少なくとも衆議院・参議院の選挙権は認めているような特別永住外国人とか、そういう人たちは当然地方もいいわけですよね。だから、そこは同じで上乗せみたいなところを条例に委ねるという方が理屈が通っているような気がします。

片木淳：ちょっと私もまだ意見を申し上げてなかったんですけれども。5 ページのさっき城倉さんが説明された、ここちょっと前から気になっているんですけれども。下から 4 行目の井上が掲げる弊害も考慮に入れるに値すると言ってしまうと、ブレーキがかかってしまってね、おかしいんじゃないかと。しかもそういう見解もあればそれはそれなりにいいんですけど、その理由を、弊害がこの下でしょう。バランスを欠くとか何とかね、どういう意味かちょっとわからないところもあるし。住民としてそこの共同体に対して意思決定する権利とかそういうものがあると、そういうふうに外国人を捉えるなら

ば、バランスを欠くとかいう勝手なこちらの評価で、結果を委ねるわけでしょうから。という感じがしたのでね。ここはもうちょっと前向きに捉えて書いて、さっきおっしゃったように地方参政権については条例に丸投げというのは、違和感ある人も多いでしょう。皆さんがそういうことであれば、ある程度の方向を示した上で何を条例の方に委ねるのかという、まあ選択肢から選ぶというやり方もあるし、いろいろな立法技術はあると思いますけどね。大山委員がおっしゃったような、上乗せ論みたいのが書きやすいのかも知れないですけど。

城倉啓：わかりました。大山委員がおっしゃっているように、地方参政権、まず全部認めた上で、上乗せ条例を認めるという、そういう形で整理し直したいと思います。

只野雅人：4 ページなんですけれど、（2）の上に判決がいくつか引いてありますよね。特に最高裁のいわゆる公権力行使と地方公務員に関してですね、これがあると非常にネガティブな感じがするんですけれど、大丈夫ですかね。

片木淳：どこになりますか。

只野雅人：（2）現状/問題点/改革課題の上に東京都の管理職試験についての最高裁大法廷判決ですね。2005 年 1 月 26 日の方です。これは管理職選考の話なので、なくてもいいんじゃないかと、これがあるといかにもできないような印象を受けてしまうので。

片木淳：今の話で、上も公務員の話ですか。選挙権じゃないんですよね。ちょっと違う話、まあ関連しているんですけど。今言ったように、少しネガティブであれば、全体のトーンからいくとどうかなということですね。

他にございませんか。それでは、さっき申し上げたような形で、またメール等でご意見があればいただくということでにいたしまして、次に参りたいと思いますが。

ちょっとここでですね、さっき城倉さんから言われたんですが。障害者の方の選挙権の問題、これは団体の方とすり合わせをやったつもりが届いていないようなので、した上で 12 月 14 日までにみなさん方にお送りするという形で処理をさせていただきたいと思いますが。ちょっとだけ説明しますと、第 1 部門で 8 月 28 日に「障害をもつ人の参政権保障連絡会」の芝崎さん、ここへ何回もお見えになっていただいていますけれども、彼を中心にしまして、資料もいただいて発表していただいたということで、それを踏まえまして、私の方でまとめております。基本的には、一連の議論と同じ流れで、選挙権を本来認められるべき者が、いろいろなことでできていない。もちろん技術的な問題も解決しないとできない場合もありますけれども。国際障害者の権利条約も結ばれておりますので、その流れの中で認めていったらどうかということで、かなり細かい話にもなるんですけどまとめております。それは後ほどまたメールで対応して 12 月 14 日にご議論をいただきたいと思います。

それでは、5 番目の被選挙権年齢引き下げにつきまして、これも城倉さんですか、よろしくお願いします。

城倉啓：これも先ほどと同じように、第 1 部門、また全体審議会で揉んでいただいて、

3 回目となりますけれども。前回、民法上の成年年齢と切り離すべきだというご意見をいただきましたので、その部分をごっそり削っているといいう形。または、それは関係ないと、3 ページの真ん中あたり 3 つ目の段落に、「被選挙権年齢は民法上の成年年齢と同年齢もしくはそれ以上であるべきかということは関係ない」ということを書いています。あとはそんなには変わっていないと思うんですけれども。主観的な記述をもう少し客観的なものにということや、あるいは、「小さくされている存在」という言い方が、あまりにも神学用語だということなので、それは控えました。ほとんど変わっていないですね、削ったくらいの話です。

片木淳：はい、ありがとうございました。そうすると、4 ページの（4）のあるべき姿が我々の最終結論だということですね。「立候補する権利は、29 歳以下／24 歳以下の人々は…　」このスラッシュの 29 歳以下、24 歳以下というのはどういう意味でしたかね。

城倉啓：30 歳と 25 歳とが参議院と衆議院で被選挙権年齢が違うものですから、このように 29 歳以下ないしは 24 歳以下という風にしたんですけれども。これがわかりにくければ、もう少し細かくですね、参議院・衆議院または地方議会知事が 30 歳ですけれども、知事と参議院だけが 30 歳で、その他は 25 歳であるという意味なんですが。もう少し書いた方が良ければそのようにします。

片木淳：はい、わかりました。何かご意見があればどうぞ。

三木由希子：ちょっと気になるのが、3 ページの参考の上くらい何ですけど。民法上の成年年齢と同年齢云々とあるんですが、成年年齢を引き下げようという議論がされている中なので、あまり民法を意識しないで書いた方がいいんじゃないかというきがしております。

片木淳：そうしますと、今の段落は削るような話でしょうか。

三木由希子：そうですね、例えば選挙権を認めているということは、それ相応の判断能力があって権利を付与してるわけなので、当然被選挙権もあってもいいんじゃないかっていう議論なんじゃないかと私は理解していたので。要は、政治参加ができるということから選挙権を付与されている訳ですので、政治参加の一形態が選挙権でもあり被選挙権でもあるという関係性ですよねということで、シンプルに書いてもいいのではないかと思っているんですが。

片木淳：城倉さん、いかがでしょうか。

城倉啓：ちょっと作文してから考えます。成年年齢というのを、別に引き合いに出さなくていいということですか。それを書かないで、選挙権と被選挙権は裏表だと、ただそれだけのことだということ。

三木由希子：そうですね、あと書くとすれば民法でも成年年齢の引き下げが検討されるような時代になっているということで触れておくというのでもいいんじゃないですかね。

片木淳：みなさん、よろしいですか。じゃあ、ご苦労様ですが文章を工夫いただいて。

ほかになければ、次の資料D「民意が反映される国政の選挙制度」ということで、お願いします。只野さんどうぞ。

只野雅人：前回色々ご検討いただいて、特に太田委員と桂委員から意見をいただいていますので、そこに直しを入れたものです。ちょうど色で刷っていただいていますけど。

まず１ページは、語句の調整です。2ページから６ページは大きな直しはありません。ひとつ見ていただきたいのは、７から８ページですね。女性議員を増やす方策をどうするかということで、これは憲法論としては結構ハードルが高い話なので、かなり慎重な書きぶりだったんですけれども、もっと踏み込めというご指摘をいただきまして、どこまで踏み込めるかちょっと考えてみました。やっぱり根拠も示してほしいと言われましたので、あまり論文にならないようにということで、一番代表的な芦部信喜先生の「憲法」の記述をなんとなく引いてあります。あらためて読んでみても、なかなか踏み込んだことは書いていないんですけど、大体このアファーマティヴ・アクションの話ってアメリカの判例で書かれていることが多くて、例えば優先入学枠みたいなものは違憲だけれども、個人の属性を考慮することは許されると、こういう話なので、結構ハードルが高い話だと思います。そこでということで、認められるということで一番有力な辻村説、新書を出されているので市民のみなさんに読みやすいかなということで、これを根拠にしました。８ページに書いてあるものなんですけれども。基本的には、一定の条件なら許されるということですね。ただ、当然政党の自立性とか、立候補の自由には配慮しなきゃいけないと。そうすると、韓国を念頭に置いているかも知れませんが、例えばということで、議席の一部についてある種のクオータを入れるということはできるかも知れない。それから政党助成金の増減、これは間接的なものですから、こういったものなら違憲とならない可能性が広がるだろうと、こう言われている訳です。ただ、制度の仕組み方によっては、なお問題が指摘されることもあるので、緩やかな方から始めたらどうだろうと、かなり慎重な書きぶりをされているんですね。大体それに則るような形になっています。ひとまず緩やかな方から始めます、十分な効果が上がらなければもっと踏み込んだ制度も必要になるでしょうと。一応こういう方向性を提示しています。ちょっとここはご議論いただきたいところですね。

それから９ページ、10 ページにかけてなんですけれども、中選挙区の評価に関するところで、これを念頭に置きながら先に進めさせていただければと思います。あとは色々あるんですけれども、今回太田委員からご指摘をいただいている点で、参議院の制度をどうするかということが、まだ必ずしも結論が出ていません。大きな方向としては、13 ページのあたりになるんですけれども、衆議院は政党中心だと、参議院も政党中心にならざるを得ないところがあるんですけれども少し人の選択という要素を強めたらどうだろうかというコンセンサスは一応あったと思うんですね。大選挙区の単記投票制というのを最初に考えたんですが、ひとつはそれだと女性議員を選びにくいだろうという話がありました。それから中選挙区と同じことになるんじゃないかという話があって、

選挙区の規模は少し変えているんだけれど、例えばせめて 2 名連記にしたらどうかという提案を前回頂いたので、今回 14 ページに 2 名連記という選択肢もあるという、こういう形で書き加えてあります。ただ 2 名連記の場合は、どういう結果が出るかは非常に読みにくいと思います。太田委員の方から今日批判的なシミュレーションもいただいているので、それを踏まえてここをご検討いただけたらと思います。細かく挙げるといっぱいあるんですが、大きなところはクオータ含めた女性議員を増やす手法ですね、もう一つが参議院の短期か 2 名連記か、あるいはやはり比例がいいんじゃないかという話も実はあるんですけれども。このあたりご意見いただければと思います。

片木淳：はい、ありがとうございました。それでは太田さんから資料提出していただいたし、簡単に説明していただけますか。

太田光征：シミュレーションと言っても、去年の参院選の東京選挙区を例にした推測をしてみました。改選定数は実際 6 議席なので、6 議席の場合と倍にした 12 議席の場合を推測してみたんですけれども。6 議席の場合の 1 人 2 票の制限連記制の結果が 2 ページの右上に載っているんですけれども。民進党と自民党がうまいこと実際の選挙よりも候補者を 1 人ずつ増やしてみますと、結構 3 人がそれぞれ議席を独占して、結局 6 議席を民進党と自民党とが議席を独占できてしまうというようなシミュレーションです。加えて申し上げますと、例えば公明党とか共産党の得票数だとおそらく 1 議席ぐらいしか獲得できない訳なんですけれども。こういった 1 議席しか獲得できないような政党候補者の場合ですね、2 票持っている場合、残りの 1 票を有権者はどこに投票したらいいのか迷ってしまうんですね。それ以外の候補者っていうのはいわば競合する候補者ですので、下手すると第 1 選好で例えば公明党に投票した人が、別の候補者に票を投じてしまうと、その別の候補者が公明党の候補者よりも得票が上回ってしまうと、要するに第 2 選好が第 1 選好よりも上回ってしまうという現象が起きかねないので、2 名連記制の場合で 1 名当選する力量しかない政党候補者に投票しようとする場合には、有権者が 2 票を使っていいものかどうか迷ってしまうと。結局 1 票しか行使できないというようなケースを想定してみました。これが右上の例です。逆に大阪維新の会の田中康夫さんと無所属から出た横粂勝仁さん、この 2 人が連携するとしたケースがこの右下の例です。そうすると 80 万票近く取ることはできるんですけれども、民進党と自民党がうまく候補者調整をすればもう民進党と自民党が議席を独占するということで、これはけっこう極端な例かもしれませんけれども、選挙戦術の仕方、あるいは有権者の心理がものすごく影響受けてしまうのが制限連記制で、下手するとものすごく民意とのかい離ができてしまうということで、これは本当になぜ制限連記制にしなければならないのかという積極的な意義があれば良いのかもしれないですけれど、今のところそこまでして導入するメリットが参議院であるだろうかと。特に個人で選ぼうという時があるわけですけれども、このように制限連記制の場合はペアの投票を促しますから、いわばその、第 3 部門での議論があったように、グループ化を促すために制限連記制を市町村選挙に導入しようという議論があったんですけれども、国政の参院選

の場合は無所属というか個人への投票を促そうという発想がありますから、むしろ逆になりかねないと。また中選挙区の弊害として、同一政党内での競争を排除したいという思惑もあって、連記制にすれば競争が緩和するんではないかという発想があったかと思うんですが、2名連記の場合、3名以上候補者を出せば、それが効かなくなりますので、その立法効果も怪しくなるということで、なかなか参院選で制限連記制を導入するというのは、積極的な意味が無いかなと思っています。以上です。

片木淳：はい、ありがとうございました。ええとそれで、今日只野さんからご説明いただいた案文で結論的にはそれでどうすれば良いですか。もう書くなということですか。いやいや、問い詰めているわけじゃないですよ。

太田光征：単純に言えば制限連記制に関する部分を削除していただいた方が良いんじゃないかと思うんですね。

片木淳：ということは、現状維持。

太田光征：現状維持。あの、最初の原案の単記投票制だけで良いんじゃないかなと。

片木淳：じゃあ1人2票の話だけじゃ無しに、3票も4票もみないらないと。

太田光征：そうです。

片木淳：制限連記制にもっていくのはちょっと弊害があると。

太田光征：はい。地方議会選挙よりも、参院の選挙区の定数が少なくなってしまいますので、制限連記の数を増やしてしまいますと、かえってひどくなっちゃいますから。2名以上だとさらにひどくなるということで。制限連記そのものをやめた方が。

片木淳：ああ、そうですか。はい。じゃあとりあえず只野さんの方から。

只野雅人：はい、前回ご指摘いただいたので、少し連記制をポジティブに書いてみたんですけれども、改めて並べてみるとやっぱり読めないんですね、結果が。ちょっとそこは僕も懸念しているところです。ただ単記制は経験がかなり長くあるので、まあ分かりやすいかなと。まあそう思うんですが、何か代わりに良い制度があれば良いと思うんですけれども。前ちょっとご提案したアイルランドの制度なんかは悪くないと思うんですが、かなり複雑なんですよね。で、新しい制度として受け入れてもらえるだろうかと、こういう懸念もあるので、まあさし当たって単記制中心というのは一つあるかなという気はしています。前回他部門の皆さんから単記制で良いのかというご批判もいただいたところなので、少しその辺りも含めてお願いします。

片木淳：はい、どうぞ桂さん。

桂協助：2名連記制は私が提起したんですけれども、趣旨は女性議員、女性候補にも投票しやすいということが一番の趣旨だったんですね。で、今太田さんのシミュレーションというのは完全に政党選択を前提にしたシミュレーションですね。で、それは良くないんじゃないかと。参議院を政党化していく、という方向はやめようじゃないかと私はずっと申し上げてきたし、皆さん多くはそのように思っていらっしゃるんじゃないかと思うのですがどうでしょうか。あと、二院政の在り方について第2部門でそれを担当していたわけですが、十分

に議論を進めるまでには至っていなかったわけで、結論と言えるものは出ていなかったわけですけれども、でも良識の府という参議院の捉え方は広くあるわけだし、委員の皆さん方の間でもあると思うんですよね。で、それは、政党や政権から距離を置いた立場で、議員その人の主体的な判断というものを重視した、そういう判断による活動をするのが参議院だ、という捉え方があると思うんですね。現実は初期の辺りでは政党でない議員、無所属議員の集団がとくに有名な緑風会ですか、緑風会が参議院においては第1党であったという歴史的な事実があるわけですけれども、で、そのことを中心にしてけっこう政党からは距離を置いた立場で判断するという、そういう参議院の性格というのはあったわけですね。けっこうそれは続いていたと思うんです。で、政党所属の議員であっても、自分の政党の判断にすべて従うというんじゃなくて、自分なりの判断で行動をする、ということもありました。それが大体70年代に入ったあたりから政党化が非常に進んで、衆議院のカーボンコピーなんて言われるようになって。で更にそれに加えるようにして、政党選択選挙である比例代表制を参議院に持ち込んだと、いうことで政党化が更に決定的になっていったという経過があるわけですね。そういう中で参議院の在りようが問われてきて今日に至ってるわけですけれども、そのように振り返ってみますと、やはり政党や政権からは距離をおいた立場で判断する議員の活動をするという、そういう参議院を私たちは改めて、その方向を展望するべきだと思います。そういう意味で人を中心とした選挙による参議院の形成ということだと。そういう中で、とりわけ女性を増やすということは、人の選択の非常に重要な要素ですから、女性抜きに、事実上抜きになったような人の選択というのはあり得ないわけで、そういう意味で私は連記制が良いのではないかと、最初から女性定数、男性定数というのを設定するというのが私の提案ではあるのですけれど、それが駄目なのであるならば、より緩やかなやり方として連記制が良いのではないかという提起ですね。で、その程度のことはやらないとですね、当初から女性議員を増やそうじゃないかというのが方針なんですから、それに対して何らの具体的な策も無いというのじゃさびしい限りですね。

片木淳：はい。分かりました。ありがとうございました。只野さん、今の件につきまして。

只野雅人：はい。個人を選ぶっていうのは基本的な方向で良いだろうという話なんですが、個人に特化できるかっていう問題が別にありまして、一つは直接選挙という問題があると。で、もう一つがやっぱり参議院の権限が強いって問題がどうしても残ると思うんですね。権限が強いとどうしても政党がコントロールしようとする。僕自身は、政党化は避けられないという中でどこまで個人にウエイトを置くかというふうに考えています。で、単記と連記、どっちが個人の選択に資するかっていうので、正直よく分からない所があるんですね。これはやってみないと分からないと、こういう感じかなと。で、女性議員を増やす方策なんですけれども、ちょっとさっき説明をしなかったんですが、衆議院の方はですね、政党が名簿の形態を自由に選べると、こういう形になっています。男女交互でも良いんだと、いう形で当初スタートしたんですけれど、最初は非拘束名簿に一本化するっていう話じゃなかったものですから、それ良いだろうって話だったんですが、でもやっぱり非拘束にしましょうと、

こういう話になってきたんですね。両方つなぎ合わせてみるとどうなるかっていうと、男女交互の名簿にした政党の場合には、非拘束ですから、これは男女順番に当選者が決まっていくと、こういう形になります。ですからけっこう女性議員を増やすインセンティブにはなるかなと。政党にとってもアピールになりますので。これだと政党が選んでいますので拘束性は少ないという理屈は立つかなと。で、参議院の方がですね、なかなか妙案が無いんですね。この仕組みだと。で、ここに書くべきかどうかちょっと迷うんですが、一番分かりやすいのは政党助成金の増減をするっていうことをですね、これはある種の政策判断として非常にメッセージ性が強いと思います。女性議員比率に応じて政党助成金の増減をすると。で、それでも不十分なら次の手段を考えるっていうことはあり得るかなと。今のところちょっと思ってるんですけれども、これはただ、政治資金の話とも絡むので後ろに持ってきたら良いのか、ここに残したら良いのかっていうのはちょっと難しいところですね。桂委員のご提案も一つあり得るんですけどね。フランスの地方選挙なんかでもやっていますけれど、辻村説なんかを前提にすると、ちょっとやっぱり強制度が強くなりすぎるおそれがあると。一足飛びにそこまではいかないだろうと、こういう感じですね。

片木淳：女性議員の割合を増やすという点については、今回の修正で大分踏み込んだ表現をしていただいたという流れがあります。後は先ほど制度について制限連記を巡ってどうするかということについては、只野委員の方もまだお考えがあると、いうことでございますので。只野さん、具体的にどこか直す余地があるのかどうかちょっとご説明を。

只野雅人：とりあえずちょっと皆さんのご意見を聞いてみたかったというのが率直なところですね。今の制限連記の話、13 から 14 のところで、黄色い部分がとくに今回加筆した部分ですね。これを除くと元側に戻っていくと、こういうことです。で、どちらが良いのかというのは正直ちょっと私も理論的にこうだという説明が難しいと思っています。やってみないと分からない所がありますので。こればっかりは。いずれにしてもやっぱり政党の戦略とか投票行動に大きく左右される問題があることは否めないですね。比例代表ほど安定した結果は見込みにくいだろうということはどうも否定できないだろうと。でもやっぱり桂委員がおっしゃるように人の選択っていうところに重点を置くっていうことはあるので、そっちに踏み出してみようかということです。

片木淳：今のお話だとそうすると、踏み出しますか。それか何か選択肢で二つ両案を併記みたいな形で。

只野雅人：そうですね。両案併記であればわりとシンプルで、14 頁ですね、黄色く塗ってある上の一段落目を見ていただいて、2 名連記が良いという意見もあったと。2 名連記だと桂委員おっしゃるように、1 人女性議員にすることもできるだろうと。で、これらの点からすると、「十分検討に値しよう。」は削除するわけですね。最後の部分を削るともうちょっとニュートラルなイメージになるかなと。

片木淳：それじゃあ私の方から。そういう方向で一応書いていただいて、またメールでやり取りと、いうような処理で今日のところは良いですか。女性議員についても増やしたと。あ

る程度両論併記的な表現にすると。そういうことでよろしいでしょうか。

桂協助：すいません。その前に認識の問題ですが、人を選ぶ、という時にですね、私は連記制は、人を選ぶに関して矛盾はないということです。人を選ぶときと政党を選ぶときの違いっていうのは、政党を選ぶときっていうのは政策体系を選ぶ傾向が強いですから、そこにまた意味もあるわけですので、そうすると、この政党だってことで一つに絞ると。で選択するというのが有権者の私は行動だと思います。それに対して 1 票制が良いと。人を選ぶ場合ですね。比例制にする場合でも 1 票制の方が適合していると思います。それから人を選ぶっていう場合は、この人でなきゃ嫌だってことはあんまり無いので、この人の考え方もある、この人の考え方もある。何人か並んでいる中で、複数の人に、自分の立場っていうのはこの人とこの人の双方に渡っているなということは、大いにあると思います。人の選択においては。したがって 2 名連記というのが人の選択においてそう矛盾しない、ということですので、私は 2 名連記制で人を選ぶことに重視した場合は適合するんでないかと思います。人の選択は衆議院の選挙の場合だって、参議院の選挙の場合だって、必要なわけですけれども、衆議院はどっちかっていうと政党選択が主でそれに伴いつつ人の選択も求められるということですね。参議院の場合は、私は人の選択を中心にして、政党選択も、政党の党員ですとか強い支持者がいますので、そういった方々は政党の選択を優先させるってことはあるでしょうけれども、参議院の場合は政党よりも人の選択を優先すると、そういう衆参の対比の関係というのが妥当ではないかと思っております。

只野雅人：今のは、複数の人を選べる可能性があるのもメリットとして一言加えておくようにします。連記制の場合ですね。

桂協助：あんまり増やす必要はないとは思うんですが。

只野雅人：はい。単記か連記かっていう話になるんであろうと思います。それからさっきお話しした、政党助成金の増減っていう話はどうしましょう、8 頁になりますかね。辻村説を引いた次辺りで、ここにはっきり書き込んで良ければ書き込みますけれども。これは憲法上、比較的問題が出にくいですし、まず最初に考えられるべき点だろうと、いうように思いますので、どうでしょう、かまわなければここに書き込むことにします。そうするとまあ、こっちでいくと。でも足りなければもうワンステップ進むと、こういうメッセージになるかなと思いますので。

片木淳：その点よろしいでしょうかね。ちょっとそこで私も気になったんですけれども、この 8 頁の今の部分の「ただしこうした制度をとる場合でも、具体的に選択される手段によっては、立候補の自由が害されるとの指摘を受ける可能性もある。」っていう表現があるんですけどね、これもう方向性からいうと、取ってもいいんじゃないかと。もう前向きにね。まあ、そういう議論はあるんでしょうけどね。どうでしょうかね。

只野雅人：はい、分かりました。取るということで。

片木淳：そうですか。じゃあまあそういうことでよろしいですかね。

三木由希子：ちょっと元に戻すようで申し訳ないんですけれども、単記制と 2 名連記制で、

なんでその選択肢があるのかっていうのが、たぶん普通の人がよく分からない。つまりここではいろいろ議論されているので、それぞれ違う効果を念頭に置いていますっていうのは分かるんですけれども、たぶん一般的にはちょっと理解しにくいかもしれないって思うんですけれども。この程度で分かりますかね。この程度の記述で理解していただけますかね。

只野雅人：13 から 14 にかけてのところですね。これ両方に共通した問題として、やっぱり中選挙区時代の弊害の問題があると思うんですよね。政党同士が争うと。一つの対応は選挙区を広げることだっていうのが私たちの方向ですね。選挙区広げることである程度は緩和できるでしょうと。でも根本的に解消されない場合は、まあせめて 2 人くらい書くことが収まりが良いんじゃないかと。まただこれもあんまり強い論拠かっていわれると、強い論拠ではないですよね。そうするとむしろ、桂委員が言われたように、複数の人を選べる方が大事だっていう話を前面に出した方が分かりやすいかもしれないですね。選挙区広げる話は前に出てきていますんで。

片木淳：よく言われるのは私もあまり詳しくないんですけど、制限連記にしろ連記にしろ、特に完全連記になればもう多数代表制で、結果としては、それはまあ政党化にもよるんでしょうけれども、小選挙区制と同じだということが言われますよね。そういうこの制限連記制、あるいは連記制の多数代表制に近い、比例代表とはまたちょっと離れるという面の説明が普通はされると思うんですがそこらへんはあるんですかね。

只野雅人：はい。

片木淳：そういう流れの中で、しかし今回はやっぱり人を、1 人だけ選べというのはちょっとおかしいじゃないかと。大選挙区制で。というような流れの中で、やっぱり選挙民の選択の自由も保障するということで数を選ばせると。しかし完全にしちゃうと小選挙区制になってしまうと。いうことでしょうな。

只野雅人：はい、今の点はですね、13 頁（1）基本的な仕組み、の二つ目の段落ですね。完全連記制をとった場合の弊害という話があるので、まあ単記制、せめて連記制くらいに留めようと、こういう話ですね。

片木淳：それじゃまあ、そういう表現については、またお気づきの点をご指摘いただきたいと思います。それでは先に進ませていただきまして、用語集について事務局、城倉さんで良いですか。お願いします。あ、失礼しました。その前にあれか。三木さんの政党の中身ね。申し訳ありません。それはちょっと後で、政党交付金の使途を政策づくりに使う仕組みにする、についてお願いします。

三木由希子：はい。すみません。後から持ってきた資料です。それで、変えたところがですね、下線を引っ張ってある部分です。前半ずっとですね、制度ができた経緯と、それから現状としてどれくらい支出されているのかってことですね。それと国際比較ってことで、ここは基本的にいじっていません。（3）のところから前回いただいたご指摘を受けて、少し手を入れています。それで課題についてですね、最初のパラグラフが、最近政党交付金を巡って問題になっていることなどを、わりと大きな話として出しています。それは、交付金とし

て使わずに、持ち越して選挙費用としてためているっていうことが、今問題になっているということで、なのでそれと改革が合っていないということが前回のご指摘だったんですね。なので、一文ちょっと足してですね、「公的助成のあり方については抜本的な見直しが必要な時期にきている。」っていうことを付け加えました。それから前の頁に、政党交付金の収支報告の中に、もっと前か、3 頁目ですね、支出項目の中に調査研究費っていうのがあるんですね。その調査研究費が政策研究費と同じだったら、あまり提案する意味が無いんじゃないかというご指摘があったので、全政党ちょっと見ていないんですけれど、とりあえず自民党の分だけ確認しました。平成 27 年分の自民党本部の交付金使途報告書を見るとですね、それがまた 6 頁に戻っています。その中段の下線部分ですね。その使途報告書を確認すると、支出項目にある調査研究費は全体支出の大体 1.5%なんですね。なんですけど、実際の調査研究なのかよく分からないものが多くて、国会議員の開催する研修会費に支出をしているとかですね、それから図書資料費で色々資料を買っているということと、あと調査費として国会議員を含む個人への支出が結構多いということと、調査会社等に出しているっていうことがあって、ほぼこれで全てでした。なので、いわゆる政策研究とイメージされるものとして使われているというよりは、調査研究という形の研修会を持っているとかですね、そういう話なのかなということですね。なので、政党としてのいわゆるシンクタンク機能としての支出というのは見受けられなかったということを、今回書き足しています。で、改革の方向性のところは、これは冒頭のところでですね、包括的な改革提案は今回はやりませんよということを書いていて、で 5%以上をあてるということで提案をします、ということですね。で、すみません、ここ下線を引き忘れたんですけど、パラグラフ 3 が、3 段落目が今回書き足した部分です。それが前回ご指摘を受けたところで、結局政策研究費を使っているかをどう確認するんだ、という話になりましたのでちょっと考えてですね、政策研究費としての支出の明確化はやっぱりちゃんとしないといけないので、政党内に政策研究組織を設けなさいと、法人とかそういうのは別にしてちゃんとした組織を設けなさいと、いうことと、そこでのみ支出ができますと、いうふうにするということと、あと政策研究の内容を全部出すというのは難しいんですけども、一定の情報公開、例えば韓国でも公開されている範囲で言うと政策研究のテーマというのは出している。ただしその報告書は政党によって公表するかしないかはそれぞれ選択しているっていうんですね。ですのでテーマとか、政策研究した件数とか、それから政策研究組織の概要ですよね。例えば国会議員しかいないような組織なのか、それともちゃんとシンクタンク研究員みたいな人を雇っているのか、そういうのをちゃんと組織の概要としてディスクロージャーさせると、いう仕組みにすることで一定の公開性を担保して監視可能な形にしようと、いうことを今回書き足しました。書き足したのは以上ですね。

片木淳：はい、ありがとうございました。それでは何でもどうぞ。

城倉啓：先ほど只野代表がおっしゃった、女性議員を増やすことのそれを政党助成で効果を図るということを、この韓国などの、5 頁でしょうか、基にして追加していただくことはで

きますでしょうか。

三木由希子：そうですね。そうすると、その場合はたぶん国政選挙の方での書きぶりの問題と、こっちの書きぶりを整合させなければいけなくなると思うんですね。で、具体的に書くんであればそれを多分、国政の選挙制度改革のところと整合するようにしないといけないんで、韓国の例を出すのは簡単なんですけれども、どうインセンティブにするのかということをですね、すり合わせた上で具体的に書くか書かないかとか、あるいは次期に委ねるのか、というのを決めた方が良いと思います。何かインセンティブについて簡単に調整できそうな話でしょうかね。

只野雅人：基本的な方向は簡単なんですけど、何%にするとかけっこう難しいですし、それからやっぱり政党ごとになってくるので、政党が候補者を公認するとかいう話と、無所属どうするかとか、けっこう細かく見ていくと問題はあると思うんですね。一応第 2 部門の方では、政党助成金の増減をするといったことが考えられるだろうと。わりとざっくりとした方向性として書くようにします。方向性のところですね。

片木淳：じゃあそれを踏まえてそっちも検討ということで、触れてもらえば良いですね。

三木由希子：そうですね。そしたら改革の方向性を 2 項目に分けて、一つが政策研究費に使いなさいということと、2 項目目がより多様性のある候補者、政治家が育つようなインセンティブを政党交付金の中で、政党助成制度を通じてつくるべきということで、あまり具体的に書かずにざっくり書いた上で、各国ではこういうことがありますよと言うことで、ちょっと韓国の例とかを引いて、あまり具体的に書き過ぎない程度に触れるということで良いですか。

片木淳：良いんじゃないですかね。よろしいですかね。はい、どうぞ。

田中久雄：それと合わせてですね、只野委員のところのペーパーで、国会議員やなんかの数を増やすということ、民意の多様性を担保するうえで必要だと。その為のそれによる公費負担、議員の歳費やなんかですね、その時には政党交付金の、非常に規模の大きい政府のお金ですよね、そっちの方から回すということも検討の余地があるみたいなことが書かれているわけですが、政党交付金の使途のところではそれとの関連は触れなくて良いのかどうか、これはこれとして単独で良いという、非常に規模が大きいという、そのことへの批判もあるわけなんで、それを、議員を増やすということに活用するということも一つの方策であるということを、他のところで触れているので、ここもちょっと触れてもどうかなという感じがするんですけれども。

片木淳：只野さんのところで触れてましたかね。

只野雅人：その話はしていないです。直接には。

片木淳：どこでしたかね。

只野雅人：第 2 部門の 8 頁から 9 頁のところが、その議員定数の改革提案ですね。人数増やせってことは明示していますが、歳費の話等は触れていないですね。

田中久雄：クオータ制、政党助成の増減によって女性候補の擁立を目指す、8 頁ですね、8

頁の黄色いところの真ん中辺ですね。

只野雅人：最後にそれを具体的な提案として考えた方が良いという形で、もう 1 回付け加えると、こういう感じになると思います。

片木淳：それは女性候補者の話ですか。

只野雅人：ええ。そうですね。要するにここは憲法上問題ないでしょうと、いう文脈で引いてあるんですね。で、もう 1 回それを念押しする形で具体的に考えたらどうだと、こういう方向性で示すっていうのがさっきの話なんですけど。

三木由希子：その政党交付金に関しては、何を政党として公費で支援するのかとか、そもそも大きなところを議論しないと、ちょっと手を付けたくらいでどうこうなる話ではありませんね、ということで、次期に持ち越しということに、抜本的な部分は持ち越しということになって、ただし現状の範囲で政策研究、つまり公費を出している以上は政策研究に使っているべきというのは、やっぱりそもそも論としてあるので、そこはあんまり今回大きくいじらなくても既存の仕組みの上にできるので、一応提案はするということなので、今ご指摘があったようなことは次期の段階でわりと大きく議論した方が良いのではないかと思っています。

片木淳：田中さん何か。よろしいですか。はい、じゃあそういうことにさせていただきます。すみません、12 時超えましたがもうしばらくお付き合いいただきまして、あと用語集、あとがき展望、一緒にやりましょうか。よろしくお願いいたします。

城倉啓：あとがきと展望については事実の話なので。で、事務局の名前でこのあとがきと展望というのを書こうというふうにして、Hの方はですね、お礼を申し上げたいみたいな話で、誰が誰にお礼を言っているのかというのは、事務局がお礼を言っているという形にしたいと思っていますし、それとこのHの下の部分には次期委員の名前が列挙されていけば、隙間が埋まるかなと思っています。で、Gの方は、これは中間答申で出したものをそのまま入れています。で、これにまだ付け加えがあるんならば今教えていただきたいのと、付け加えるんならばどなたが書いてくださるかと、いうことを決めていただければと思います。

片木淳：はいどうぞ。

桂協助：用語の方ですけれども、今回の案の中でヘア方式、比例配分方式としてヘア方式を採用しようということが出ていますので、それを加える必要があると思いますので。で、私それやりたいと思います。希望します。それから関連するんですけれども、ドント式について批判的に言及しているんですが、あれはアダムズ式ですか、アダムズ式が大変話題になった関係で、それとの対比でドント式が、あれは実は端数の一律切り捨て方式であるということが語られるようになったんですけれども、そこら辺の状況もありますので、ドント式の書き換えをする必要があると思います。よろしければ私がそれもやらせていただきたいと思うんですが。

只野雅人：桂委員のヘア基数の話は第 2 部門の答申の 12 頁の注に入れ込んでいるんですけれども、これ、じゃあ削除してよろしいですかね。ちょっとテクニカルで難しいので。はい。

で、ヘア基数の後にカッコをつけて用語集参照としておきますので。
片木淳：はい。それではそういうことでよろしくお願いします。
　三木さんいなくなったんだけれども、政党関係は用語いらないかな。あんまり細かく言っていないからいいんですかね。政党助成とか政治資金。今まで付けてないよね、全然。資金管理団体というのはありますね。まあバランス見て三木さんの判断に任すかな。どなたかご意見あれば。じゃあ、そういうことでまたお気付きの点があれば、間に合うわけですよね。また後でお願いしたいということで大体終わったんですが。あ、ちょっと失礼しました。只野さんが昨日作っていただいた、理念、総論、これについてそんなに問題無いし、みんなが書いたことをまとめていただいているんですけれども、ちょっとご説明をお願いします。
只野雅人：はい。そうですね。それぞれ目次を見てそれに沿って僕が書いたので、間違いがあるかもしれません。で、最初の理念、総論のところはちょっと見ていただいて、特に最初の 1 段落ですね。これ大事なメッセージになると思いますので、こういう文言入れた方が良いっていうのがあれば出していただければと思います。で、１－１っていうのは第 2 部門の話ですので、第 2 部門の皆さんに見ていただいて、足りない所があれば見ていただくと。それから１－２の選挙権と被選挙権のところがですね、目次を見るとけっこう色んな課題があって、例えば障がい者の話をどうするかっていうのはまだ確定されてないですね。で、ちょっとここは目次に沿って書くと随分長くなってしまったので。今日お話を聞いていたところだと、第４、外国籍の人たちの参政権の話はちょっと書き方がずれていると思います。後で直して改めて提出します。ただメッセージとしてはどうでしょうかね。少なくとも特別永住者の人たちの地方参政権はすぐに実現しようよっていうぐらいは書いておいた方が良いかなという気がしたので。第６の移住者、ホームレスのところは言葉の使い方が間違っていますね。これも後で訂正します。で、選挙運動なんですけれども、いくつか柱があってですね、後で言葉を補いますが、一つは現行の選挙期間というのは廃止するということでよろしいですかね。そういう認識でいたんですけれども。つまり政治活動と選挙運動を分けるという発想はやめましょう、っていう話ですね。それから具体的な運動規制も基本的には撤廃の方向で、っていうことで大丈夫ですかね。その上で罰則を移すと。ただしその場合どうしても資金量の差が出てくる可能性があるので、最小限のところで公費負担をするっていう、大体そういう流れになっています。
片木淳：はい、ありがとうございました。わたしもまだ出してないんですけれども、F の資料のまだ出していない部分、日程の話になりますが、理念総論の部分はもう出していただいたと。その上の、はじめに、の頁で私が未というのは、最終答申の公表にあたって、それから経緯ですね。それから委員一覧。これは事務局ですけれど。これから整えていきますが、私もまだ出していませんが、これも皆さん方の内容次第によって変わってくる部分がありますので、ギリギリというかちょっと遅れるという点ご了承いただきたいという点と、先ほど冒頭に言った、小林委員と坪郷委員がまだ出ていないのがありますので、これが出ないと今只野委員がご指摘の選挙期間の撤廃とか選挙運動規制の全廃とかいうことも確定しない

という段階にありますので、それを見ながらも、また最終文案も考えていきたいと思います。この点、何かご議論ございますか。はい、どうぞ。

城倉啓：先ほど太田委員からご指摘ありました、参議院で大選挙区の連記制の書きぶりが若干変わりましたけれども、理由付けが、地方議会の方の市区町村議会、選挙ですね、これが大選挙区の連記制。で、グループ化という理由でこちらでは出しているけれども、こちらでは人を選ぶと言っているのはやはりちょっと論理的には厳しいので、この書き方、例えば国政の方は、そこはもうあんまり書かないという形ですかね。人を選ぶ、複数選ぶということが良いんだということしか書かないとか。何かここは書きぶりを調整しないと同じ答申なのでまずいのではないかと思います。

只野雅人：たぶん前提の認識が違うという話だったと思うんですね。地方の方はあまりにも政党化が遅れていて、国の方は政党中心でちょっと窮屈だと、こういう認識があったのでちょっとその辺も一言書くようにします。地方と違うってことは。

片木淳：よろしいでしょうか。他に何かございますか。それじゃあそういうことで今日の審議は終わっていいかな。この政治と金の、これは何でしたかね。

城倉啓：はい、すいません。このイラストを入れた方が良いということで、事務局として少しずつ整えていこうと思っているんですが、イラストだけがあるよりも改正案に沿ったもので、この改正案にはこの絵がある、というふうにちょっとずつ入れていこうと、いうふうに思っていて。

片木淳：後ろに入れるんじゃなくて、それぞれの箇所にというイメージ。

城倉啓：ええ。イラスト的に使おうと思っています。で、これちょっと大きくなっていますけれども、本物は小さめで。ただ、小さくすると字が小さくなってしまうのでどうも何とも言えないですけれども、事実問題としてこれ間違えていないですかというのが、こういう絵を入れて良いですかということが少し確認としてほしかったということですね。

片木淳：じゃあ今見ていただいて、気付いたことは言ってもらって、後はまたお知らせいただきたいということで良いですね。

三木由希子：間違いとか、そういうことじゃないんですけれど、言葉の使い方の問題で、6頁目の「原則できない」は「原則禁止」の方が良いんじゃないかとかですね、5頁の「短すぎ」はポップに絵ができるので良いんですけれども、そうでなければ「短すぎる」の方が良いんじゃないかとか、その辺の表記を確認していただくと良いかなと思います。

片木淳：はい、後よろしいですか。それでは事務局より最終のいろんな販売の協力とか伝達事項をお願いします。

城倉啓：ありがとうございます。緑色の紙を付けていますけれど、これ予約購入という形にさせてもらえると、私ども印刷費で大変汲々していますので、予め現金がほしいという、そういうことなので、もし今日ご用意のある方は今日にでもお金を受付でもらえればと。あるいは12月14日に持ってきてくだされば というふうに思っております。そして次期選挙市民審議会委員なんですけれども、この黄色いかがみのところで、見にくいかもしれませんけ

れども、薄い字の方が、次期は委員でないと。濃い字の人が合計 14 名いますけれども、委員という形で、今のところ個別のやり取りの中でそうなっております。おそらくこれで確定していくと思います。12 月 14 日には改めて、提起したいと思っております。あとさっきの政党助成というのを用語集に入れるかどうかというのは、三木さんにお願いするっていう形で良いですか。

片木淳：さっきの用語集でですね、政党交付金の話が出てきたので、また三木さんの方で必要があれば入れていただくことということでよろしいですかね。

三木由希子：はい、分かりました。

片木淳：それではこれで閉じたいと思いますが、何か言い残したことがあれば。無いですね。じゃ、これで終わります。どうもご苦労様でございました。ありがとうございました。